平成２７年（フ）第２１６号
長野県松本市寿北１丁目12番29号　サノハイツ103
破産者　川上　節子
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１８２９号
愛知県瀬戸市原山台８丁目165番地　ＡＭＴＹ原山台Ｂ―201
破産者　加藤　靖二
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７４７号
大阪府枚方市招提元町４丁目47番４号
破産者　浪本　吉洋
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４６８号
大阪市平野区平野馬場２丁目２番20号　ＬａＡＵＢＥⅡ302
破産者　伊藤トミ子
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７８４号
大阪府吹田市山田西１丁目22番Ａ５―311号
破産者　佐々木芳弘
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７９９号
大阪府豊中市春日町３丁目３番７号　203号
破産者　佐野　卓弘
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３８８号
大阪市平野区長吉出戸３丁目１番66―107号
破産者　山口　泰利
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８４０号
神戸市中央区加納町２丁目１―11　スーパーホテル神戸　２階宿直室、住民票上の住所大阪市天王寺区国分町２番26号　シーズ天王寺イースト403
破産者　高畠　敏秀
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１１５号
大阪市大正区泉尾３丁目１番３号　ツイン永楽　705号、前住所大阪市大正区泉尾４丁目12番22―602号
破産者　木田橋真美子
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２３３号
大阪府豊中市服部本町３丁目16番14―202号
破産者　山田　基輝
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６６５号
大阪市西区北堀江１―12―15　第２西政マンション201、住民票上の住所大阪府泉大津市末広町１丁目２番25―205号
破産者　デザインプロジェクト・ワークスこと　井手田眞郷
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８６９号
大阪市浪速区稲荷２丁目４番６―523号
破産者　佐々木商店こと　佐々木俊和
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８８１号
大阪府高槻市淀の原町33番14号
破産者　樋口　美香
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８９５号
大阪府東大阪市加納３丁目５番５号　アルカディアⅡ　202号
破産者　永井　義秀
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９９１号
大阪府枚方市中宮山戸町12番95―106号
破産者　青山工業こと　青山　靖和
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１８号
大阪府富田林市喜志新家町２丁目６番30号、開始決定時の住所大阪府松原市小川５丁目１番11号
破産者　産経新聞松原販売所こと　奥野　義人
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４１９号
大阪府富田林市喜志新家町２丁目６番30号、開始決定時の住所大阪府松原市小川５丁目１番11号
破産者　奥野みゆき
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８６７号
大阪府松原市天美西３丁目３番47号、前住所大阪市住之江区新北島５丁目２番28―406号
破産者　石田　洋子
1　決定年月日　平成28年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係